パートナーシップを鍛える性の 多様性教育実践の視点

一同性間のパートナシップ制度をもつ自治体の 社会教育・生涯学習政策の検討から

Educational Practices Regarding Sexual and Gender Diversities for an Equal Marriage

堀川 修平 冨永 貴公 HORIKAWA Shuhei, TOMINAGA Takahiro

はじめに

小論の目的は、同性間のパートナーシップを保証する自治体を取り上げ、それを実体化する社会教育・生涯学習の実践的、かつ、理論的な視点を検討することである。

2018年8月末現在で、同性間のパートナシップを保証する制度をもつのは、東京都渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市、福岡市、大阪市、東京都中野区の9つの自治体におよび、さらに、2019年度からはさいたま市が導入を決定している。パートナーシップ制度を保証する自治体は、その人口規模の大小も多様であり、地理的な分布も、八地方区分にもとづけば、東北地方と中国地方を除く六地方に点在している。

このように、日本の各地でみられるパートナーシップ制度の設立に関わっては、当該自治体、および、地域の状況が反映されており、とりわけ、その過程において首長のリーダーシップや地域における当事者運動の蓄積が大きな要因になったと考えられる。地域における男女共同参画行政においてもまた、性的マイノリティ、あるいは、LGBT¹に関わる事業とそれに伴う学習の蓄積がある(冨永、2018)。

他方、社会教育の分野においては、性差別の解消を求める女性問題・ジェンダー問題学習のなかで、家庭における男女間の関係が学習課題とされ、その実践と研究が蓄積されてきた。これら社会教育の実践と、男女共同参画行政における事業は、それぞれが教育行政と一般行政の枠内にあることからか、必ずしも整合性があるとは言えない。

確かに、同性愛者を含む性的マイノリティが現行の日本社会のなかで抱える問題は、法的、制度的な側面のみを取り上げても多方面にわたり(大阪弁護士会人権擁護委員会、2016)、それらは国際的な人権規範からも問題とされ、「平等」と「差別禁止」を原則とする国家の責務が追及されている(国連人権高等弁務官事務所、2016)。このような意味で、彼女ら、彼らのパートナーシップのみを取り上げて、その課題の全てとすることはできない。さらに、同性間のパートナーシップを含め、性的マイノリティが多岐にわたってかかえる諸問題やその解決のための取り組みは、ともすれば性差別の解消へと向かう道筋のなかで矛盾や葛藤を引き起こす。しかしながら、そのような葛藤を前にして新たな分断

に抗うべく問われるのは、それらがどのように現行の性差別の解消を目指す取り組みとの間で齟齬をきたすことなく、実体化され得るのか、のはずである²。

そのような性差別解消に関わる理論的実践としての女性学・ジェンダー研究は、同性間のパートナーシップに関わって、婚姻そのものを問い直す価値を見出してきた³。さらに、性の多様性に関わる学校教育・性教育実践研究の蓄積は、パートナーシップを同性間にとどまらない、日常的なわたしたちの、誰かと共にある生活を問い直すための学びの意義を示した⁴。

一方、社会教育・生涯学習研究における「パートナーシップ」は、地域住民である学習者の生活世界における関係や対話としてよりもむしろ、「連携」や「協働」として、市民と行政、社会教育施設間、さらにそれらと学校教育、あるいは民間教育産業との関係を指してきた 5 。

そこで、小論はまず、現行のパートナーシップ制度の概要を整理し、それらと社会教育・ 生涯学習政策の応答関係を検討したうえで、パートナーシップ関連の当事者(支援)運動 とそれらにもとづく教育実践を踏まえながら、同性間のパートナーシップを実体化する社 会教育の視点を検討する。

なお、小論は、「はじめに」、第1節、第2節を冨永、第3節、第4節と「おわりに」 を堀川が分担のうえ、執筆する。

1. パートナーシップ制度の現在

同性間のパートナシップを保証する制度をもつのは、東京都渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市、福岡市、大阪市、東京都中野区の9つの自治体である(2018年9月末現在)。このような制度を通して、渋谷区31件、世田谷区79件、伊賀市4件、宝塚市2件、那覇市25件、札幌市56件、福岡市27件、大阪市45件、中野区7件、つまりは、276組、552人が同性とのパートナーシップを行政によって承認されている⁶。これらの制度をもつ自治体の条例、および、要綱の名称、施行日を表1で示す。

		The state of the s	
自治体名		条例・要綱名称	施行日
東京都	渋谷区	渋谷区男女平等及び多様性を推進する条例	2015年4月1日
東京都	世田谷区	世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2015年11月1日
三重県	伊賀市	伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2016年4月1日
兵庫県	宝塚市	宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2016年6月1日
沖縄県	那覇市	那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱	2016年7月8日
北海道	札幌市	札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2017年6月1日
福岡県	福岡市	福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2018年4月1日
大阪府	大阪市	大阪市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱	2018年7月9日
東京都	中野区	中野区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱	2018年8月20日

表 1 パートナーシップを保証する自治体の条例・要綱一覧(施行日順)

表1で示した各自治体の当該制度を規定する文書の名称から了解できるように、渋谷区が議会の決議を経て策定される条例であることを除き、他の自治体は要綱、つまりは、行政事務上のマニュアルを首長決裁でとりきめる文書による。これらの違いは、「渋谷区方式」と「世田谷区方式」としてその制度成立当初の段階から議論された。それらは、議決か首長決裁の産物であるかの他に、前者においては条例であることから違反が成立し得る

こと、後者は費用負担を伴う公正証書の提出を求めないこと、前者は「証明書」、後者は「宣誓受領書」を発行することが取り上げられた(大島、2017)。つまりは、違反への対応を含めた証明か、申請者の経済的な負担のない宣誓受領か、といった違いが存在する。

これら渋谷区と世田谷区の違いを受けながら、それらの後に続いて成立したパートナーシップ制度は、要綱として示された世田谷区のそれを踏襲して成立した。これらは誰が、何を誓うことに対し、どのような承認を与える制度なのだろうか。この問いは、パートナーシップの外側を描き出す。このことについて、パートナーシップ制度の申請要件、そこで誓われるパートナーシップ、さらには、宣誓を通じて得られる効果の3点を表2で示す。

1) 申請要件

世田谷区の要綱における申請条件は、20歳以上であることと、当該自治体に予定を含め住民票記載の住所を有していることの2点であった。その後、同区をモデルとして成立した自治体のそれは、さらに、異性との婚姻、あるいは、同性とのパートナーシップの関係がないこと、パートナーが民法上の近親関係にないことを条件とする。

婚姻可能な年齢を性別によって区別しない、または、成人とされる年齢を18歳に引き下げる、といった議論のなかで、同性間のパートナーシップに対する保証のみが20歳に拘泥するのはなぜだろうか。戸籍上の性別変更要件とも関わって、当該の自治体で生き、働く18歳とそのパートナーとの暮らしを保証することに、異性婚との違いを設けるのはなぜだろうか。年齢で設けられる階段通りに、わたしたちの生活はのぼらない。

また、申請者には、当該自治体内に住民票があることを求める。このことは、制度そのものが、当該自治体内でのみ成立し得る条例、あるいは、事務手続きマニュアルとしての要綱によって定められていることにもとづく、地域住民に対する行政サービスであることが理由として考えられる。しかしながら、申請者のいずれかではなく双方が、当該の自治体に住民票を有することを求めるのはなぜだろうか。何らかの理由で、たとえば住民票を遠方におくパートナーと、その関係を育みながら生き、働いていることを保証しないのはなぜだろうか。住民票に記載される住所よりもはるかに、わたしたちの生活は広い。

2) 宣誓される内容

パートナーシップ制度が保証する関係では、モノガミー、つまりは、「一対一」(那覇市)が強調され、先に述べたように、重婚や複婚、近親婚の禁忌を申請要件で示している。民法が禁じる重婚は、あくまで法律婚の重複を意味するのであり、事実婚、重婚的内縁と法律婚との重なりは重婚に該当しないことを考えれば、パートナーシップ制度が保証する関係は、事実婚ではなく、法律婚の要件を踏襲している。その効力は法律婚と同等でないにも関わらず、法律婚が可能な要件を満たすことが強調されているのである。

他との関係を排して保証される二人の関係、つまりは、当該制度を利用して宣誓されるパートナーシップについて、それぞれの条例、および、要綱では、表2で示したようにその第2条において定義づけられている。先の申請要件にも関わって、主語である申請者は、「戸籍上の性別が同一である二者」(渋谷区)、「性を同じくする二人」(世田谷区、伊賀市、宝塚市)、「戸籍上の性別が同一である2人」(那覇市、中野区)、「一方又は双方が性的マイノリティである2人」(札幌市、福岡市)とされている。さらに、福岡市(「典型的とさ

华田	1
щ	7
÷	3
44	^
10	Ł
台斯内突	Д
1	•
\pm	_
11-1	nî
册	IJ.
Ĵπ	п
ĺπ	۳
•	
.11	
₹	
坤	Ų
\parallel	ç
#1	П
1][1	Þ
4	L
Щ.	
N	9
トナーシップ判庫になける中諸更体	_
~	~
4	5
í	i
~	-
抇	X
Ξ	
111	=
ō.'	_
1	١
2	. `
\	
',	,
1	
J	
4	
,	
_	_
ا %	
0,	-
^	
_	_
C	1

(1)	1 1			
1946	自治体名			
### READ ### ### ### ### ### ### ### ### ### #	東京都	渋谷区	男する法律第2条第3号に規定する任意後見受任を行っていること」「共同生活を含むに当たり、 証書により交わされていること」(第10条)、 のパートナーシップがないこと は重する社会を推進する条例施行規則」第3条)	を備え書 「バートナーシート」 「区区及び事業者の力し、うべートナーシーを各人限配慮しなるない」(第1)
10	東京都	世田谷区)双方が20歳以上であること 又方が26円に住所を有すること、又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定し こと(第3条)	ンて、生活を共にしている、又は共 二人」(第2条)
17 メアルの地域にあること	三重県	伊賀市	于固	-1
(1) 以方が200以上にあること	兵庫県	照 基 十	ル い は (第3	Ŧ
(1) 双方が30歳以上であること	前鵬林	那覇市	双方が20歳以上であること 住所について次のハギれかに該当すること 上が市内に任所を有すること 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定しているこ だが市内への転入を予定していること だが市内への転入を予定していること 次のハギれにも読みる。一対一の関係にあること 次に以民間に指示がいないこと え方に現に申請者以外の者とのバートナーシップの関係がないこと(第3条) 大方に現に申請者以外の者とのバートナーシップの関係がないこと(第3条)	パートナーシップ]: 「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生 「バートナーシップ登録証してしている。2 は継続的に共同生活をすることを約した、戸籍上の性 明書」が同一である。2 人の者の社会生活関係」 別が同一である。2 人の者の社会生活関係 財団中である。2 人の者の社会生活関係 民間生活]: 1日常の生活されて、経済的又は物理的、かつ、精神的に、「パートナーシップ登録簿 ほ同生活]: 1日常の生活されて、経済的又は物理的、かつ、精神的に、への登録」(第5条)
(1) 20歳以上であること 福岡市 (2) 本市域内にいる(本市域内への転入を予定している場合を含む。)こと (3) 配給者がいるいこと及び相手方当事者以外の者とのバートナーシップがないこと (第3条) (4) 当事者同士が定義者 (直式本庫紙) 三線等内の倍系血族又は直系機族をいう。) でないこと (第3条) (1) 両当事者のように発年に達していること (2) 当事者のようともに現在に達していること (2) 当事者のようなくともいずれかっ方が同い任所を有し、又は市内への転入を予定していること 大阪市 (3) 両当事者がともに現に機関をしておらず、かつ、現に当該パートナーシップ関係にないこと (3) 重当者のようなと、現に当成パートナーシップ関係にないこと (3) 指示者がないすれかに議当すること (4) 当事者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士の関係にない (4) 当事者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている書同士の関係にない (4) 当事者同士が民法等の表示と (5) 生命の次が市中戦区の同一所在地に任所を有していること (5) 住置についてがいすれかに議当すること (6) 重響をしようとする者の文ががは単定の同一所在地に任所を有していること (5) 宣奏をしようとする者の文ががは単定の同一所在地に任所を有いていること (4) 宣誓をしようとする者の双方が正確に着 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係でなる者がいないこと (5) 宣響をしようとする者の文がが正確に看しましまりとする者の表がない。(6) 宣響をしようとする者の文がが正確に看、「最等内の格系血族若しくは直系環族の関係でないこと (第3条) (6) 宣響をしようとする者同士が重系血球又は三視等内の格系血族若しくによれ来の関係でないこと (第3条)	北海道	札塊 市	双方が20歳以上であること 2000年の大次のいずかかに該当すること 双方が市内に目所を付すること 一方が市内に目所を付すること 双方が市内に目所を付すること 双方が市内への能入を予定していること 双方が市内への能入を予定していること 0 双方が日配開者がいないことを必当事者以外の者と同性カップル出ないこと (第3)	
(1) 両当事者かともに成年に違していること (2) 当事者かともになもに成年に違していること 大阪市 (2) 当事者かともに表生しずわか市内に任所を有し、又は市内への転入を予定していること (3) 両当事者がともに現に婚姻をしておらず、かつ、現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと (4) 当事者同土が民法等734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士の関係にないこと (第3条) (1) パートナーシップの関係にあること (2) 賃券を行う当日において200以上であること (3) 住所について次のいずれかに該当すること ア 賃券をしようとする者の双方が中野区内の同一所在地に任所を有していること ア 賃券をしようとする者の双方が区内の目一所在地に任所を有することを予定していること の 賃券をしようとする者の双方が区内の目一所在地に任所を有することを予定していること (4) 賃券をしようとする者の双方が区内の目一所在地に任所を有することを予定していること (5) 賃券をしようとする者の双方が区内の目一所在地に任所を有することを予定していること (5) 賃券をしようとする者の双方が区内の目一所在地に任所を有することを予定していること (6) 賃券をしようとする者の双方が区内の目一所在地に目が全有することを予定していること (5) 賃券をしようとする者の双方が区階の目標を収録の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係でないること (5) 賃券をしようとする者の双方が直接しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと (5) 賃券をしようとする者同土が重系血球又は三親等内の格系血族若しくは直系環族の関係でないこと (第3条)	福岡県	超國中) 20歳以上であること 木庫域内に作を有している(本市域内への転入を予定している場合を含む。) こと の関係がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと 当事者同士が近親者(直発血族、三親等内の傍系血族又は直系蝦族をいう。) でないこと (第	
(1) パートナーシップの関係にあること (2) 宣警を行う当日において200以上であること (3) 住所について次のいずれかに 該当すること (3) 住所について次のいずれかに 該当すること ア 宣警をしようとする者の双方が中野区内の同一所 在地に住所を有していること ア 宣警をしようとする者の 双方が日野区内の同一所 在地に任所を自ちの住所とすることを予定していること 中野区 7 宣響をしようとする者の 双方が区内に住所を有す。他力が当該住所を自らの住所とすることを予定していること (4) 宣響をしようとする者の双方が区内の同一所 在地に指示を有することを予定していること (5) 宣奏をしようとする者の双方に配偶者 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者で同居していること (5) 宣奏をしようとする者の双方が宣誓しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと (5) 宣奏をしようとする者同工が重系血族又は三親等内の格系血族若しくは直系蝦族の関係でないこと (第3条)	大阪府	大阪市	耐当事者がともに成年に遂していること 動者者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内・ 耐当事者がともに現に婚姻をしておらず、かつ、現に当該バートナ 可関係にないこと 当事者同土が民法第734条及び第735条の規定により婚姻すること (第3条)	生的マイノリティ」:「性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は 自認が仕生時の性と異なる者」 パートナーシップ関係]:「丘いを人生のパートナーとし、日常の生活 同上 おいて相互の協力に与うことを約した二者間の関係であって、その一 又は双方が性的マイノリティである者をいう」(第2条)
	東京計	丒猛中	 (1) パートナーシップの関係にあること (2) 賃貸を行う出において200以上であること (3) 住所について次のいずおかに終当すること ア 賃貸をしようとする者の双大が中事区内の同一所在地に住所を有していること ア 賃貸をしようとする者の双大がは「各所を行うの同一所を行うの住所とすることを予定していること ウ 賃貸をしようとする者の双方が日内の同一所在地に「他が当談住所を自らの住所とすることを予定していること (4) 賃貸をしようとする者の双方が区内の同一所在地に「他か各有することを予定していること でいる者を含む。かいないこと がいないこと (5) 賃貸をしようとする者の双方が宣貸しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと (6) 賃貸をしようとする者同士が直系血族又は三穀等内の傍系血族若しくは直系環族の関係でないこと (第3条) 	バートナーシップ : 「丘いを人生のパートナーとし、日常の生活にお 宣警書等受領証」といて、丘いが協力し合いながら、総総的に同居して共同生活を行ってい バートナーシップ会正証を第3、又は継続的に同居して共同生活を行うことを約している、戸籍上の 書等受領証 (第5条)の性別が同一である2人の者に係る社会生活関係」(第2条)

れていない性自認や性的指向を持つ者」)、大阪市(「性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者」)が「性的マイノリティ」の定義を併せて示すことからは、LGBTという言葉で社会的に注目され、SOGI(性的指向、および、性自認)によって当事者を拡大する概念の深まりをみてとることができる。

その二人は、まず、「互いをその人生のパートナー」としたうえで、「愛情と信頼」にもとづき「同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと」(渋谷区)、「生活を共に」すること(世田谷区、伊賀市、宝塚市)、「継続的に共同生活をすること」(那覇市)、「日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うこと」(札幌市)、「相互の協力により、継続的な共同生活を行うこと」(福岡市)、「日常の生活において、互いが協力し合いながら、継続的に同居して共同生活を行うこと」(中野区)を誓う。つまりは、民法で定められた婚姻に伴う義務である貞操(770条)、同居・協力・扶助(752条)、費用分担(760条)に準拠して、二人は互いに「協力」「共同」して、「生活」することを宣誓し、それを受領されるのである。

3) 保証の効果

このような二人の誓い、つまりは、現行の法律婚の枠外に据え置かれる「性的マイノリティ」が、法律婚に準拠した内容についての「共同生活」を宣誓することによって、どのような公的保証を得られるのだろうか。

それは、現行の制度のもとでは、「パートナーシップ登録簿への登録」として、「パートナーシップ登録証明書」(第5条)を交付する那覇市の例があるが、総じて、自治体が二人の宣誓を受け、「パートナーシップ宣誓書受領書」を交付する以上の、いかなる拘束力をもつものではない。確かに、宣誓の受領や登録にとどまらず、「パートナーシップ証明書」を交付し、「区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない」(第11条)とする渋谷区や、「宣誓書等受領証」と「パートナーシップ公正証書等受領証」(第5条)の2段階を設定する中野区がある。これらの自治体のパートナーシップ制度は、たとえば、パートナー関係にあることに加え、生活費用の分担、療養看護や財産管理の委任についての法的な関係の公文書化、すなわち、異性間のパートナーシップが法律婚によって獲得する社会的な承認を同性間のそれにも部分的に保証する。

このような同性間のパートナーシップを保証する制度は、法律婚であれば婚姻届の提出のみで保証される、あるいは義務づけられることについて、公正証書作成の費用負担をして万能ではありえない保証を求める、という制度である。また、それらは、現行の婚姻制度そのものがもつ問題を据え置いたままで、それを「性的マイノリティ」に拡大、適用しようとする制度と捉えられもする⁷。

2. パートナーシップ制度と社会教育・生涯学習政策の関係

以下では、このようなパートナーシップ制度そのものの根拠を整理し、それらがいかように新たな価値を生み出すものとしての教育・学習と接合し得ているかを検討する。

2-1 パートナーシップ制度の根拠を反映する担当部局

パートナーシップ制度は、9つの自治体それぞれの施策の状況に応じて、その策定の根拠が異なる。渋谷区の条例が日本国憲法をその根拠として示すのに対し、他自治体の要綱で示された策定根拠は、人権・男女平等関連の個別施策(宝塚市、大阪市、中野区)、地方自治法にもとづく基本構想、基本計画(世田谷区、福岡市、中野区)、それらを含めた総合計画(伊賀市、那覇市)である。

憲法から条例、地域総合計画と位相は異なるが、パートナーシップ制度がよって立つ理 念は、憲法第13条「個人としての尊重」と同第14条「法の下の平等」であることが了解 できる。憲法を根拠とする渋谷区、人権や男女平等に関わる個別施策を策定根拠とする自 治体を除いても、同様に個人の尊厳、あるいは、その法的な表現としての基本的人権が理 念として示される。たとえば、「世田谷区基本構想」(2013年9月)が9つのビジョンの 第一にあげる「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、 多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会 √、2014年度からの第2次伊賀市総合計 画における「あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり」、「人がどのよう な性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生ま れながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重さ れなければなりません | とする「性の多様性を尊重する都市・なは | 宣言(2015年7月)、 札幌市まちづくり戦略ビジョン(2013年2月)の第一の基本目標「共生と交流により人 と人がつながるまちづくり | で強調される人権への理解、基本構想の第一に「自律した市 民が支え合い心豊かに生きる都市 | を挙げ、そのなかでも「一人ひとりが自らを律し、交 流と対話を通じて相手の立場を理解し合い、人権を尊重しあうことしの重要が述べられる 福岡市基本構想(2012年12月)がある。

これらのことは、そのパートナーシップ制度に対する当該自治体内部の位置づけ、つまりは、パートナーシップに関わる事務を分掌する部局にも関わる。それらについて、渋谷区がその条例によって拠点施設を渋谷男女平等・ダイバーシティセンターとしているのに比して、同区以外の8つの自治体の要綱では必ずしも明示されていない。同制度を通じた宣誓にあたっては多くの自治体で事前申し込みが必要であるが、各自治体が公開しているパートナーシップ宣誓の申し込み先から了解し得る担当部局を表3に示す。

		20 17 77 11 12 11 11	
自治体名		主たる担当部局(事前相談窓口他)	策定根拠
東京都	渋谷区	「渋谷男女平等・ダイバーシティセンターを その拠点施設とする」(条例第12条) 総務部総務課男女平等・ダイバーシティ推 進主査	日本国憲法
東京都	世田谷区	生活文化部人権・男女共同参画担当課	世田谷区基本構想
三重県	伊賀市	人権生活環境部人権政策・男女共同参画課	伊賀市総合計画
兵庫県	宝塚市	総務部人権平和室人権男女共同参画課	第 2 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本 方針
沖縄県	那覇市	総務部平和交流・男女参画課 なは女性センター	那覇市総合計画、「性の多様性を尊重する 都市・なは」宣言
北海道	札幌市	市民文化局男女共同参画室男女共同参画課	(札幌市まちづくり戦略ビジョン、第三次 男女共同参画さっぽろプラン)*
福岡県	福岡市	市民局人権部人権推進課	福岡市基本構想、基本計画
大阪府	大阪市	市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相 談センター	大阪市人権尊重の社会づくり条例
東京都	中野区	政策室企画分野人権・男女共同参画担当	(中野区基本構想、中野区男女平等基本条例、中野区ユニバーサルデザイン推進条例) *
			*要綱における記載はなし。制度につい

表 3 パートナーシップ制度の担当部局、および、根拠

2-2 人権、および、男女共同参画政策におけるパートナーシップと生涯学習・社会教育政策の関係

表3で示したように、パートナーシップ制度の成立根拠、および、それを分掌する担当部局、つまり、同性間のパートナーシップを推進する力については、人権施策の文脈と、男女平等・男女共同参画関連施策のそれが存在する。確かにそれぞれは、相互に実質的に関連するはずであるが、地域の事情を反映し、男女共同参画が人権の視点を敷衍することはあったとしても、逆に、人権に男女共同参画が含まれることばかりでは必ずしもない。

ここでは、条例、および、要綱の策定以降に着目し、それぞれの自治体におけるパートナーシップを推進する施策の特徴を整理するとともに、それらと社会教育・生涯学習を含む教育政策との整合性を検討する。

1) 男女共同参画関連施策としてのパートナーシップと個別課題としての「性的マイノリティ」の曖昧な位置づけ

男女共同参画社会基本法の制定とともに成立した男女共同参画行政は、国際的な動き、たとえば、女性に対する暴力廃絶やワーク・ライフ・バランスの実現を地域のレベルで展開させてきた。元来、その名称からして「男女」という性別の二元を内に含みながら存在してきた男女共同参画関連施策にとって、いずれでもない性のありようも含めた課題に取り組むことは、それまでの問い直し、さらに言葉を足せば、男女共同参画に内在する異性愛主義やトランスフォビアといった矛盾を受け止めて止揚する作業が求められるはずである⁸。

① 東京都渋谷区

このような意味で、渋谷区の条例が、「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する

^{*}要綱における記載はなし。制度についての関連文書、および、自治体ホームページより

条例」であったことは、その「及び」でつながれた両者が未だ統一の言葉では表現しえない現状を示す。同条例は、すでに述べたように渋谷区内の男女共同参画関連施設を拠点施設とすることが盛り込まれ、パートナーシップ制度を男女共同参画関連施策が牽引する形で成立した。さらに、同条例によるパートナーシップ制度の成立を受けて策定された「男女平等・多様性社会推進行動計画」(2016年)では、第一の課題として「すべての人が性別、人種、年齢、障がいの有無、性的指向、性自認などにとらわれず一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともに職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野に参画できる男女平等・多様性社会」に向けた「意識づくり」を挙げ、「性別等にとらわれない人権尊重に基づく平等教育」に取り組むことが示されている。その教育の場は、学校のみならず、生涯学習や家庭教育の場が想定されている。

他方、2015年度の総合教育会議での議論を経て定められた「渋谷区教育大綱」は、このような「男女平等・多様性社会推進」に関わって、「『人権尊重の精神』と『社会貢献の精神』の育成」を第一の基本方針とし、「人間が持つ多様性を理解し、人種、性別、年齢、障害の有無などにより差別されることなく、人として尊重され自己実現できる教育を目指す」としながらも、「多様性」の例示に性別指向や性自認はない。

② 東京都世田谷区

世田谷区では、要綱を踏まえた第二次男女共同参画プラン(2017年3月)において、基本目標の一つに「すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築」を挙げ、「性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援」を課題とする。さらに、2018年3月には「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、「性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援」を基本的な施策の一つにしている。

しかしながら、同時期に策定された「第二次世田谷区教育ビジョン・第二期行動計画」 (2018年3月) では、同条例への言及はあるものの、「多様な個性がいかされる教育の推進」 という柱は、「特別支援教育の推進」を主とし、社会教育・生涯学習に関わる「学びの場と機会の充実・地域社会の担い手づくり」という柱においてもまた、障害のある成人を対象とした社会教育事業の充実が挙げられる。

③ 沖縄県那覇市

那覇市は第3次那覇市男女共同参画計画「なは男女平等推進プラン」の計画期間を2017年度で終え、現在、第4次の計画を策定中である。そのため、同プランへどのような手順・方法でパートナーシップ登録に関わる項目が盛り込まれるかは不明である。

また、要綱と前後して策定された「第二次那覇市教育振興基本計画」(2016~2018年度)では、「学校の教育活動全体を通して、人権意識を高め、お互いの個性を尊重するよう促し、いじめ防止等に取り組む必要があります」と述べられ、教育行政における男女平等や同性間のパートナーシップに関わる言及はない。

④ 北海道札幌市

要綱を踏まえて2018年4月に策定された「第4次男女共同参画さっぽろプラン」では、基本目標に「男女の人権の尊重」、「男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実」を挙げ、前者にもとづく「多様な性のあり方への理解の促進と支援」が、後者の教育・学習の内容としては明示されない。しかしながら、学校教育のみならず、「一人ひとりが個性と

能力を発揮して自分の生き方を自由に選択するための学習」を「男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実」のなかで述べており、その可能性は了解できる。

他方、札幌市は、2014年度からの10年計画である「札幌市教育振興基本計画」と同じく10年に及ぶ「札幌市教育ビジョン」、さらに、5年で前後期を分ける「札幌市教育アクションプラン」をもつ。同プランは、2018年度中に後期を策定する予定である。そのため、ここに男女共同参画、ないしは、同性間のパートナーシップに関わる記述がどのように盛り込まれるかは不明であるが、前期アクションプランの基本施策として「共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進」が挙げられ、そのなかで「民族や子ども、女性、障がい者等の人権に関する施策を推進しており、学校教育においても、子どもの人権感覚を育むために、発達の段階に応じた基礎的な知識の習得や理解の促進」が必要であるとされている。さらに、同じく基本施策である「継続的・自発的な学習活動を支援する総合的な生涯学習の推進」のなかで、「生涯学習を通じた地域課題の解決や地域のまちづくりなどの新たな活動の醸成」が求められている。後期アクションプランの内容如何によっては、地域課題としての男女平等、あるいは、パートナーシップのあり方に関わる学習活動を生み出す下地は存在する。

⑤ 東京都中野区

中野区は、要綱の策定に先立ち、2018年3月に第4次男女共同参画基本計画を策定したが、そこでは性自認や性的指向に関わる課題は重点的に取り上げられていない。人権への言及は「安全・安心な暮らし」という将来像のなかで、DVやセクシュアル・ハラスメントなどとの関連で行われており、むしろ、性別の二元、および、異性愛者を前提とした施策があげられているため、男女共同参画施策と要綱との応答関係は現況ほぼない。

また、2017年3月策定の「中野区教育大綱」において、「多様性を理解し、自他を認め合う社会を目指す教育」として、「地域では、誰もが自らの個性や特徴、年齢、性別、思想信条、社会的少数派であることなどによって障壁を感じることなく活動することのできるユニバーサルデザインの考え方に基づいて、まちづくり・人づくりを進めます」とされながらも、同年5月の「中野区教育ビジョン(第3次)」における人権教育は「いじめ・不登校対策」の一環を超えない。

中野区における同性間のパートナーシップは、人権、あるいは、男女共同参画施策というよりもむしろ、それらの合流点としての「ユニバーサルデザイン推進」によって担われていると考えられる。「中野区ユニバーサルデザイン推進条例」(2018年4月)において、当のユニバーサルデザインは、「年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計すること」とされており、実際にこの理念が、先の第4次男女共同参画基本計画、教育大綱、中野区教育ビジョンに一貫して言及される。

このことは、男女共同参画行政がしばしば性別の二元にもとづき、性自認や性別指向を 問いながらも内部に矛盾を抱えてきたこと、さらに、しばしば人権施策が、障がいや学校 教育におけるいじめ、あるいは家庭や職場における女性に対する暴力といった個別の課題 に対応する必要があることを考えれば、それらをパートナーシップ制度とともに「ユニ バーサルデザイン」のもとで捉える意義が認められる。

2) 人権施策としてのパートナーシップと人権教育による拡散

一方で、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年12月) や、「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う」とした法務省の「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002年3月)などの流れから、パートナーシップ制度を人権施策として推進する自治体がある。これらはある意味で、男女共同参画行政が抱える矛盾、すなわち、性自認や性的指向を不問に付す性別の二元とは無縁であり得る。

しかしながら、法務省による基本計画が示した人権によって個別課題を包括する捉え方によって、それら相互の関連は問われず、課題を抱える主体の列挙にとどまりがちである。 このような状況に対して、パートナーシップ制度をもつ自治体はどのように整合を示すだろうか。

① 三重県伊賀市

伊賀市は要綱の策定を踏まえ、2017年12月に施行した「第3次人権施策総合計画」において、第2次計画にはなかった「性的マイノリティ」を追記し、同和問題や子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人などとならぶ人権課題とした。そこでは、LGBT のみならず、インターセックスも挙げながら、学校にとどまらない様々な教育の場における「性の多様性及び性的マイノリティへの理解促進」とパートナーシップ制度に限定されない「性的マイノリティへの支援」に取り組むことが示された。なお、中野区同様、伊賀市の「第3次伊賀市男女共同参画基本計画」(2016年1月)においてもまた、「性的マイノリティ」についての言及はない。

このことに対し、2017年3月に策定された「伊賀市教育大綱」では、基本方針の第一に「人間尊重の精神を培う教育」として、「人間の尊厳や基本的人権が真に保障され一人ひとりが自分らしく生きられるよう、部落差別をはじめ、障がい者差別、LGBT(性的少数者)に対する差別などのあらゆる差別をなくし、『差別のない明るい伊賀市』の実現」をめざすとし、パートナーシップ制度成立に関わって「LGBT(性的少数者)」についての取り組みを明記した。このように伊賀市は、男女共同参画行政とは距離を取りながら、人権施策とそれを踏まえた教育施策を通じてその実体化をはかろうとしていると捉えられる。

② 兵庫県宝塚市

「宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」は、「その他の人権問題」に「性的少数者(性同一性障害等)」を含む「第二次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」(2007年3月)にその根拠を置く。他方で、要綱に先立って策定された「第二次男女共同参画プラン」(2016年3月)では、基本方針「女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性の健康の確保の推進」のなかで、「性的マイノリティに関する理解の浸透」を施策の方向として含めた。

このように宝塚市におけるパートナシップ制度は人権(教育)施策を根拠とし、男女共同参画施策に後押しされながら成立したと捉えられる。しかしながら、先の「男女共同参画プラン」と同時期に策定された「宝塚市教育振興基本計画(後期計画)」(2016年2月)では、「同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、在日外国人をはじめとした人権に関わる今日的な課題の解決に向け、未来に

生きる子どもたちに確かな人権意識を培うとともに、すべての人々の人権が尊重される社会が実現されることをめざして」人権教育の充実が取り組まれることが述べられているが、「性的マイノリティ」については、教育・学習の課題として明示されていない。

③ 福岡県福岡市

2004年1月に「福岡市人権教育・啓発基本計画」を策定した福岡市は、そのパートナーシップ制度についての要綱に先立ち、同計画の実施計画(2016年度~2019年度)を示した。基本計画には言及のない「性的マイノリティ」については、実施計画では先に挙げた法務省の基本計画を踏襲して「様々な人権問題」の一つとし、「市民啓発・企業研修」、当事者やその家族の「相談」、学校における支援・教育、「庁内における情報共有・連携」に取り組むとする。なお、2016年3月に策定された「福岡市男女共同参画基本計画(第3次)」においては、基本目標の一つである「女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会」のなかで、「人権教育・啓発基本計画」にならい、「高齢者・障がい者・外国人・性的マイノリティであること等を理由として困難な状況に置かれている人々が安心して暮らすことができるよう、人権尊重の観点からの配慮が必要です」と付記されるのみである。

他方、2014年4月に改訂版が策定された「福岡市教育委員会人権教育推進計画」では、学校教育と社会教育の双方に関わって推進されるべき人権教育に関する教育施策が示される。しかしながら、「性的マイノリティ」に関わっては、冒頭の「人権を取り巻く状況」のなかで「近年は性同一性障がい者等の問題も明らかになってきています」と述べるのみであり、一般行政を含む「人権教育・啓発基本計画」との整合性があるとは言えない。

④ 大阪府大阪市

大阪市は、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」(2000年4月)を根拠としてパートナーシップ制度を成立させたのであるが、その前段として、「大阪市人権行政基本方針」(1999年4月策定、2005年4月改訂)や、同条例の実質化、「人権行政の再構築」を企図した「大阪市人権行政推進計画:人権ナビゲーション」(2009年12月)を策定した。同計画にもとづき2011年度以降、毎年度改訂される「『人権が尊重されるまち』指標:大阪市を『人権が尊重されるまち』の2017年度版(2018年3月)では、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国籍住民、個人情報の保護、犯罪被害者等の支援、ホームレスとともに、「様々な人権課題への取組み」として「LGBT などの性的少数者:自分らしく生きることができるまち」を取り上げている。

そこでは、「誰もがありのまま受け入れられ、自分らしく生きることができる社会にしていくことが大切であり、そのためにも、性の多様性についてさらに理解を深め、偏見や差別意識をなくしていく必要があります」としている。このような「理解を深め、偏見や差別意識をなくしていく」取り組みは、啓発のみならず、教育・学習としての価値の共有や創造が求められるはずである。「人権を尊重する教育の推進」を掲げる「大阪市教育振興基本計画」(2017年3月)は、学校教育における子どもたちが「身の回りにある不合理や矛盾に気づく感性を養い、互いに理解し、支え合いながら問題を解決していく力を育てます。これらの人権感覚の育成を通し、社会的弱者や個性や文化など、さまざまな面において自己と異なる他者と、互いの大切さを認め合い、積極的に協働することができるよう指導します」と述べる。「人権が尊重されるまち」づくりに、社会教育における教育の推

進は取り上げられていない。

2-3 パートナーシップの先を創り出す自己教育と行政のパートナーシップ

男女共同参画行政の文脈で位置づけられたパートナーシップ制度は、当該自治体における人権教育を含む教育行政とのつながりが希薄である。ここには、教育行政とは異なる一般行政のうちに置かれた男女共同参画行政が、その事業を啓発の枠内に止めることで、対話的に新たな価値を生み出す教育や学習とは距離を取ってきたことの問題がある(冨永・池谷、2017)。この意味で、男女共同参画行政と教育行政を「ユニバーサルデザイン」でつなぐ中野区の施策はそのオルタナティブであるが、そのデザインそのものの意義を問い直し、新たな公共性を切り拓くための教育課題としては捉えられていない限りにおいて、啓発、つまりは、行政サービスとしての「上からのパートナーシップ」を越えない。

さらに、先に述べたように、「男女」の共同参画として性別の二元を前提としてきた男女共同参画行政は、そのうちに「性的マイノリティ」やそのパートナーシップを含みこんだとしても、それらの矛盾や葛藤を課題とするに至っていない。パートナーシップはただ、市民にとっては、その一部に提供されるサービスに過ぎず、かねてからの矛盾を問い直す力にもなり得る可能性を示しきれていないのではなかろうか。男女共同参画行政の流れで保証されるパートナーシップは、そもそもにまで迫って学び合われる可能性を拓き、その意味や課題を確認する場をどのように創り出せるだろうか。

他方、人権施策によって推進されるパートナーシップ制度をもつ自治体では、男女共同参画行政を取り込みながら、法務省の基本計画にもとづき、「様々な人権課題」のうちの一つとして、「性的マイノリティ」の人権保障を取り上げる。男女共同参画に比して、人権を強調するがゆえに教育行政との接合がより困難でないためか、人権教育施策のなかで「性的マイノリティ」への言及がある。このことは、女性や高齢者、障がい者などの抱える諸問題との関連を等閑に付すことによって、複合的に現象する「性的マイノリティ」の問題を見えなくもする。当該自治体における教育の外延に関わって、それが児童・生徒を学習主体とする学校教育に限定された場合には、性に関わる人権課題は、「性的マイノリティ」のみならず課題として明示されない。

同性間のパートナーシップをめぐる諸問題を、よりわたしたちの問題として捉え、学ぶ場、および、学び合う場を提供し、制度を鍛え上げるのはまさに、教育・学習活動とそれを支える行政のはずである。社会教育・生涯学習行政は、地域住民たちが自身の学習課題を発見して、その解決を目指す自己教育(運動)を促し、そのさらなる展開を支える役割を果たしてきた。社会教育行政と自己教育の間にある矛盾は、戦後社会教育の理論と実践によって常に取り組まれてきたところであるが、このことについて小川利夫は、両者の「外在的な矛盾」のみならず、「公教育形態としての社会教育そのものに内在的な矛盾」を問題にする必要があると指摘した(小川、1964)。小川がここで念頭においた自己教育運動は労働者階級による自己形成であったが、その後、労働者階級というアイデンティティとその形成は拡散し、よりミクロに人々の生活世界に根ざしたものへと展開してきた。

このような社会教育の理論と実践のこれまでを踏まえれば、同性間のパートナーシップ を保証する自治体の施策状況は、より、当事者やそれを支える人々による自己教育(運動) に根ざしたものによって、鍛えられるはずである。このことは、「上からのパートナーシッ プ」を「下」から実質化していくとともに、その「下」の内部でパートナーシップをめぐ る議論の価値を分有するプロセスを創り出すことに他ならない。

3. 当事者・「支援者」とパートナーシップをめぐる動向

3-1 パートナーシップに関わる性的マイノリティ運動の成果

ここまでで見てきた通り、日本においては地方自治体レベルでパートナーシップ制度設立を検討してきている現状にあり、この背景には、性的マイノリティの存在認知が近年急激に高まったことがある。

この認知の上昇には、性的マイノリティによる社会運動が関わっている。これまでテレビ番組を中心とするメディアが「娯楽」あるいは「嘲笑」の対象として性的マイノリティ(とりわけ「オネエ」や「オカマ」と呼ばれている"女性的な"男性同性愛者やトランスジェンダー)を取り上げてきたのであるが、今日ではそのような扱い方の他にも、社会問題として性的マイノリティを取り上げるようになってきている流れにある。このような流れにある背景に、かれらによる運動、そしてそれが権利問題として認知されるようになったことがあげられる堀川(2015; 2016; 2017)。

それでは、性的マイノリティ運動はどのような歩みをみせてきたのか。堀川 (2016) は、日本の性的マイノリティ運動が1970年代に始まったと分析し、初期の運動では「学習会」と呼ばれるような、被抑圧者であることの認知を促す当事者同士の学びがなされていることを明らかにした。その後、1980年代後半からは徐々に運動参加者が増加し、社会における性的マイノリティ差別――とりわけ男性同性愛者差別――を解消するべく「デモ」を通して権利の主張をするようになる。しかしながら、運動における権利保障の対象の狭さや運動手法に関して反対する動きがあり、1990年代には一時期運動が縮小の一途をたどる。その後、2000年代に入り、これまでの「デモ」的な権利主張を主軸にした運動手法から、アイデンティティの承認を目指す運動へシフトしていき、今日的な「祭」的、祝祭的な場としての運動へと変化していった。これを堀川は、《デモ/祭》構造と定義している。

以上のような変遷がおおまかに描き出せるが、その中で小論が問題としているパートナーシップに関わってはどのような動向となっていたのだろうか。さきにあげたように、日本の性的マイノリティ運動の手法は「デモ」から「祭」へと変容してきている。しかしながら、そこで争点として掲げられていた内容には大きな差はない。運動初期、「デモ」の時代を牽引してきた南定四郎は、1996年に行なわれた「第3回レズビアン・ゲイ・パレード」で以下のような宣言文を提示しようとした。

第3回レズビアン・ゲイ・パレードは以下の通り宣言する(略) 私たちは日本国内の同性愛者および性的少数者の団体と個人からなるものである。日本国憲法第14条にかかげる「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」という理念に基づき、我が国は戦後50年間に民主主義の原則に合った、社会的少数者と弱者の権利を擁護する制度をつくり、その侵害に対する厳しい制約を設けてきた。当然、そこには同性愛者および性的少数者の人権と社会参加の均等な機会の保障もふくまれね

ばならない。

日本政府と地方自治体は日本国憲法第11条、第13条、第14条および国際人権規約と 関連法を順守する義務があり、これに基づいて公的機関が同性愛者および性的少数者 の権利を擁護し促進することを支援すべきである。しかし、日本政府および地方自治 体の政策立案の過程で同性愛者および性的少数者の権利は全く議論されてこなかっ た。たとえば、・長年にわたり生活を共にした同居所帯の一方に対する相続権がない。 ・同居を希望する同性のカップルに住宅資金融資の資格がない。・同性所帯の一方が 病気をした場合に介護するパートナーに対する保険の支給資格がない。・公的施設を 借りて同性愛者および性的少数者の行事を行おうとする場合に、「同性愛者および性 的少数者」の名称を表示出来ない。など、同性愛者および性的少数者に対する不平等 は、他の人びとが有する権利に比べて著しい差別を受けていることであるが、これら に対する検討はされてこなかった。(略) 以上の認識に基づいて、日本政府と地方自 治体は以下のことに対して早急に対応することを全会一致で求めるものである。(略) 1996年8月25日第3回レズビアン・ゲイ・パレード(下線部強調は筆者による)

少々長い引用であるが、これらを見てわかる通り、パートナーシップをめぐる問題は、今日に提起され始めたことなのではなく、今よりも20年以上前に当事者たちによって提起されようとしていたことなのである¹⁰。

しかしながら細かく読むと、この宣言文には、同性愛者のおかれている社会的現状やそこで目指されている保障されるべき諸権利として、「相続権」や「住宅資金融資」、「保険の支給資格」など個別具体的に提示されており、「同性婚」を主張したわけではないことが明らかである。ここからわかる通り、1990年代日本の性的マイノリティ運動では、婚姻制度の亜種としてのパートナーシップ制度を獲得するのではなく、パートナーシップという名の下で想像される諸権利の獲得を目指していた人びとがいたということは特筆すべき点である。

今日の性的マイノリティ運動において、同性婚、あるいはパートナーシップはわかりのいい旗印として扱われている。「同性婚人権救済弁護団」や「EMA 日本」のようなパートナーシップ推進を展開する運動団体が活躍していることはもちろんであるが、性的マイノリティの認知をひろげるためになされている東京レインボープライドなどでも模擬結婚式がイベントとして用いられており、「性的マイノリティの権利」=「同性婚(パートナーシップ)」として喚起させるようなアトラクションが展開されている。

これらのような流れにある要因の一つとして、前節で分析した2015年3月に制定された渋谷区の「条例」がメディアで大きく取り上げられたことがあげられる。新聞においても「同性婚条例」と取り上げられ、渋谷区では同性婚ができるのだという誤解が当事者・非当事者でもなされるほどのインパクトをもった。また、この渋谷区の「条例」の3か月後、2015年6月にはアメリカ合衆国の連邦最高裁判決で同性婚が合法化されたこともこれらを後押しすることにつながっただろう。これらのインパクトを利用するかたちで「同性婚」をタイトルに出した書籍や論稿が出されていることからも、さまざまなレベルで同性婚(あるいはパートナーシップ)を有効活用しようとする流れがあることが見受けられる。

3-2 パートナーシップをめぐる性的マイノリティ運動における課題

このようなパートナーシップに関わる議論を通して性的マイノリティの認知が高まってきている現状があり、性的マイノリティの問題も「真面目に」語る必要があるのだという風潮をつくり出しているという一つの成果として、それらを評することができる。しかしながら、その成果の裏には以下のような問題があることもおさえる必要がある。

まず、性的マイノリティが消費の対象として扱われていることの問題性がある。性的マイノリティは排除され、不可視化されてきた歴史があり、南による運動を境に、さまざまな性的マイノリティ運動家によってカミングアウトがなされ、それによって世間に「当事者がいる」ということが認知され始めた。このように性的マイノリティ当事者が社会で可視化された後、近年、性的マイノリティの可視がめざましく行われている。

その可視について着目する上で「LGBT 市場」は、不気味な様相を呈している。特に、このパートナーシップに関わっていえば、日本で同性婚が法的に認められることによって、結婚式場などを経営する企業は市場が拡大すると考えられている。たとえば、海外在住の同性愛者が京都などで結婚式を挙げるビジネスがある。2014年の関西レインボーパレード・レインボーフェスタでは、ホテルグランヴィア京都が「京都で誓う、ふたりの愛。同姓婚相談ブースを設置いたします!お二人の"想い"を"かたち"に変えていく・・・お二人はもちろん、挙式に参加されるすべての方との結を大切に考え、幸せのお手伝いをいたします|というメッセージを掲げてブースを出展している¹¹。

このように「機運」のたかまりを察してか、欧米でも多くの「LGBT フレンドリー」と自らを称する企業が、さまざまなプライドイベントに協賛している¹²。このように、「LGBT 市場」が着目される中、雑誌『AERA』は、このような性的マイノリティ当事者の学生と企業の関係について、東レ経営研究所の渥美由喜にインタビューを行い、それについて以下のようにまとめている¹³。

「LGBT の学生には、企業が求める優秀でグローバルな人材が多い。LGBT への理解がない企業は、優秀な人材を逃している」

渥美氏は、LGBTの学生は以下の傾向があると指摘する。

(1) 自分について掘り下げて考え、自立心も強い(2) 日本より生きやすい場所を求め、語学の習得に励む人や、留学経験者も多い(3) 将来への不安から、資格を取得したり高学歴の人が多い(4) マイノリティーに対する温かい視点や柔軟性がある――。まさに、企業が求めるグローバル人材の宝庫といえる¹⁴。

この渥美の発言は一見、「LGBT」を差別することが企業によって損失になるということを示している「良識」ある記事に見受けられる。この渥美の発言からは、性的マイノリティにとって「プラス」になる要素が受け取れるが、その発言は「性的マイノリティは優秀である」という「偏見」にもとづいてなされているといえる。このように、性的マイノリティはあくまでも消費の対象としてとらえられているのであり、また、消費の対象、つまり「商品」であるからこそ権利が守られる、「既存の基準・規範を大きくズラさない限り話を聞いてやる」というような状況に置かれているのではないか。

このような消費の対象として扱われていることに加えて、もう一つ見えてくる問題が、

性的マイノリティの分断である。先にあげた「LGBT ブーム」、あるいは昨今耳にすることも増えた「ダイバーシティ」(多様性)という言葉の裏には消費者側の求める「ダイバーシティ」像にあてはまる性的マイノリティのみが考慮に入れられているということがあるだろう。それはつまり、「健常」者であり、「優秀」で「高学歴」な、「留学経験」できるくらいの社会資本を持ち得るもののみが対象となっているのではなかろうか、ということである。

また、ジェンダー・セクシュアリティ平等の視点¹⁵から考えると、「LGBT ブーム」の 恩恵を受けるマイノリティの中でも格差があることが指摘できる。男性・女性という二分 法で考えた際に、男性よりも女性の方が生涯賃金が安いということからゲイ男性カップル よりもレズビアンカップルの方が経済的貧困に陥りやすいということを「レズビアン貧 乏」と表現するように、結局のところ、恩恵を受ける人びとは限られており、多くのマイ ノリティには「関係のない話」、むしろ一部の勝ち組性的マイノリティがマイノリティの 「代表者」になることによって、「好き勝手」語られるおそれすらある、いわば「害を被る ような話」の状態にある¹⁶。

このようなさまざまなレベルでの分断と消費がこのパートナーシップの背後にあるということが問題点であるが、ここで特に問題としたいのが、「パートナーシップ制度があればそれで良いのか」ということについてである。これまで検討してきた通りパートナーシップ制度とそれを成立させるための社会運動は重要である。しかしながら、たとえパートナーシップ制度ができたとしても、あるいはパートナーシップを含んだ諸条例が成立したとしても、それを主体的に行使できる人びとがいなければ社会のすべての人に関わる性差別は解消しないのではないだろうか。つまり、それらのパートナーシップの下で行使できる権利を主体的に利用できる人びと、そしてそのような運動を進めていく人びとを育てる必要がある。

以下では、社会変革の主体を育てるための「性の多様性」教育実践に何が必要なのかを検討してみたい。しかしながら、これらに関わる社会教育においての実践は、十分にまとめられていない。そのため、学校教育実践研究から実践で重視するべき点を拾い上げる。なお、「性の多様性」教育実践とは、文字通り性の多様性に関わる教育実践である。ここでいう「性の多様性」とは、性的マイノリティも性的「マジョリティ」も含めて、すべての人の性は多様であるということを示しているものである。近年「LGBT 教育」と呼ばれるようなものもあるが、「LGBT 教育」と表現してしまうと、「LGBT の人のため」、「LGBT について学ぶ」というイメージが付与されてしまい、上記のねらいとずれるため用いない。

4. 社会変革の主体をそだてるための「性の多様性」教育実践――すべてのひとにおける 性の権利の保障のために

これまでなされてきた「性の多様性」実践として、まず吉田和子による「フェミニズム教育実践」があげられる(吉田、1997;1999)。日本においては、2010年を待たねばならないほど、学校教育において性的マイノリティを「無視」する状態が続いていたが、その15年以上前に、すでに「先駆的」な授業実践が学校教育の中ではなされている。都立芝商業高校で教諭を勤めたのち、教育学研究者として大学で教育活動にとりくんだ吉田は、

「LGBT ブーム」を迎える20年以上前の1993年に自身が当時勤めていた都立商業高校での 実践で、「家族文化」について生徒に考えさせながら、性的マイノリティ(とりわけ同性 愛者)を対象とし、また、単に対象とするだけではなく、そこから、マジョリティの置か れている「フツウ」と言って表されている社会状況の問い直しを行っている(吉田、 1997)。

また、このような実践に近い教育実践研究として、田代美江子・渡辺大輔・艮香織(2011;2014)があげられる。この実践研究は、中学校の養護教諭、保健体育教諭ら、そして田代ら性教育研究グループの共同でなされた、2つの中学校で2008年から続けてきた性教育授業の実践分析研究である。その授業実践は、「『男 VS 女』といった対立を乗り越えること」、「硬直的な男女といった二分法の枠組みに当てはまらない人々の人権を侵害しない」(田代ら、2014、92頁)視点をもたらした「性の多様性」をふまえた「ジェンダー平等理解」を前提とするものである。数多くの性教育実践がある中で、「性の多様性」概念を前提として、子どもたちの抱く社会認識を変容させる可能性を導きだしたことは、この研究の意義であるといえる。これらの実践分析研究、とりわけ田代らによる研究では、クラスにいる(かもしれない/であろう)性的マイノリティに対して十分な配慮がなされながらも、決して性的マイノリティだけの問題、性的マイノリティだけを特別視してしまうような実践研究には終わっていない。

日本における性的マイノリティを取り巻く状況、あるいは性的マイノリティ、「マジョリティ」関わらず、性の多様性を意識した人間形成の状況を変えるためにも義務教育でこのような実践が十分になされることが重要であるだろう。しかしそれと同様に、今を生きる子どもたちが安心して暮らすために、その子どもたちを支える大人たちの意識を変化させることも必要であるといえる。つまり、大学教育を含めた成人教育でも性の多様性を意識した実践が必要となる¹⁷。これらをふまえて創造したのが以下の実践である。

表 4 「性の多様性」教育実践の一モデル

内容

多様な性ってなんだろう?

- ①実践者自己紹介(5分)
- ②男女平等、ジェンダー・セクシュアリティ平等についてのおさらい (5分)
- ③23枚カード(表5)のグループワーク(30分)
- ■5~6人グループをその場でつくる
- ■カードを「性」のグループにいくつか分ける
- ※均等にはわかれないこと、正解はないことをあらかじめ言っておく
- ■それぞれ分けた「性」のグループに名前を付ける
- ■グループ内で知識を共有する
- ④解説 (40分)
- ■まずグループごとに、いくつに分けたかを確認する
- ■その後、いくつかのグループになんと名付けたか発表してもらう(全体で知識を共有する)
- ■ジェンダー・セクシュアリティ論の学問知としては、以下の 5 つに分けることができるということを 共有する。

- 1) こころの性(性(別)自認:sexual identity)
- 2) からだの性(身体的性別:sex)
- 3) 好きになる性(性的指向: sexual orientation)
- 4) ふるまいの性(性(別)役割:gender role)
- 5)制度的性别

- ■「シスジェンダー|「異性愛|という言葉を聞いたことがあるか確認する
- ・「トランスジェンダー」「同性愛・両性愛」などを聞いたことがある人は多いが、「シスジェンダー」は 聞いたことが無いという人が多い。ここに非対称性と権力差があるということを伝える
- ■「フツー」という性はないのだということを伝える
- ■カテゴリー(いわゆる L・G・B・T のような)を覚えることが重要なのではなく、それは最低限の学問知として押さえておく必要があることを伝える(日常生活に潜むジェンダー・セクシュアリティ差別を明確に問題化するために、それらの知識が必要であるということを伝える)

表 5 23枚のカード

①染色体が XX 女児、XY 男児、XXY 男児、XYY	②自分は男と女の両方の性だと思う。
男児、XXX 女児などの場合がある。	
③男性特有のものとも女性特有のものとも、はっき	④同性に性的欲望を抱く。
りとは言えない外性器の形で生まれてくる場合があ	
る。	
⑤自分を男として表現したい。	⑥自分は男であると思う。
(服装、ヘアスタイル、身振り、手振り、声色)	
⑦自分を性別にこだわらない存在として表現すると	⑧異性に性的欲望を抱く。
きもある。(服装、ヘアスタイル、身振り、手振り、	
声色)	
⑨外性器はどちらかの性別に特有のものではあるけ	⑩自分は女かもしれないと思う。
れども、内性器がその性別に一致しない場合がある。	
⑪外性器はどちらかの性別に特有のものであり、内	⑫日本では戸籍の性別を変えることができる。(「性
性器もその性別に一致する場合がある。	同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」
	2003年成立、2004年施行、2008年改正)
⑬自分は女であると思う。	⑭好きになる相手の性別にこだわらない。
⑤誰に対しても性的欲望を抱かない。	⑯ドイツでは出生証明書に男女の別を記入せずに空
	白で提出できる。2013年11月
⑰自分は男でも女でもない性だと思う。	⑱男性特有の外性器の形で生まれてくる場合があ
	る。
⑩女性特有の外性器の形で生まれてくる場合があ	200自分は男かもしれないと思う。
る。	
②自分をどちらの性でもない存在として表現する。	②自分を女として表現する。(服装、ヘアスタイル、
(服装、ヘアスタイル、身振り、手振り、声色)	身振り、手振り、声色)
②日本で婚姻できるのは、戸籍上「男」「女」の異	
性の組み合わせだけであり、戸籍上同性同士のカッ	
プルは婚姻できない。	

この実践はすでに複数回行っているが、回によって参加者の職種や年齢にばらつきがあるため細かな点は変更している。大きな流れは共通しており、目的として、①「多様な性」、「性の多様性」という概念があること、それらが性的マイノリティのみに関わることではなく、すべての人に関わる概念であることに気付くこと、②異性愛中心主義社会を生きる私たちにとって、性的マイノリティ/マジョリティという分け方をした際にマジョリティ側に"フツー"という価値観が付与されていることを認識すること、そして③ジェンダー・セクシュアリティに関する問題を「じぶんごと」として受け止められる態度を養うことがあげられる。その際、マイノリティ/マジョリティ、あるいは抑圧されるもの/抑圧するものという境界をどのように攪乱する学びを作るのかということを重要視した。

このような懸念をするのは、対象として性的マイノリティを扱う実践は今日増えてきているが、対象として扱ったからと言って、性差別的な搾取や抑圧をなくすためにやっているとは限らず、むしろ性的マイノリティを「マイノリティ」として扱い、マジョリティである自分たちとは違う存在として扱い、最終的に「差別はいけません」という教条的な授業に終わってしまう実践は少なくないためである。

その一例として、当時足立区立第11中学校でなされていた「よのなか科」という授業においてなされていた、性的マイノリティ(この授業に参加していたのは、性社会史研究者であり、「女装家」の三橋順子)を呼ぶ実践があげられる。これに関して吉田(1999)は、当時のジェンダー・バックラッシュや性教育バッシングの文脈でなされていた保守派によ

るバッシングに着目しながら、その授業の限界点について分析している。「よのなか科」での性的マイノリティの取り上げ方は、「多様な性」を前提としたとらえ方による性的マイノリティではなく、むしろ、「女装家」という「異質な」性的マイノリティと授業に参加した「わたしたち=マジョリティ=フツウ」な生徒という、二分法を強化してしまっているという批判をした。

このように、本実践は、性的マイノリティは「かわいそう」、かれらに対する「差別はいけない」といったような、差別問題やジェンダー/セクシュアリティを他者化して捉えるようなものにならない工夫と、知識を詰め込むような、いわば「預金型教育」(フレイレ)にならないような工夫を施しているのである。

参加者の多くは、23枚のカードを読むということから始まるこのワークによって、そもそも「男女」という二分法で性を分けることが困難であるということ、「性」と言ってもさまざまなレベルで多様であるということをまず知る。これは、「LGBTとはなにか」という問いでは十分に考えられないことではないだろうか。先に上げたように、「LGBT教育」といったときに「LGBT」について知る教育と認識されてしまいがちなように、そのような問いでは、「LGBTではない私」については十分に考えることができない。つまり、「カテゴリーについて知る」学習では十分に考えきれないことが学べているのである。

また、それを他の参加者と共有することによって、自分自身のものの見方と他人のものの見方の差を確認することができる。とくに「性(性別)」という「あたりまえ」に知られていると思われていることでさえ、他者との認識に差があるということを知ることで、自身の「あたりまえ」が問い直され、同時に多様な認識を確認することができるのである。

これらは、穴埋めや知識の詰め込みといった学習、また単に性的マイノリティ当事者から話を聞くというような「当事者語り」的啓発事業では得られない「じぶんごと」としての認識が得られる学習実践になっていると言えないだろうか。昨今、巷で流行っているような「LGBT 啓発」の学習会は、「かわいそうな」当事者の話を聞いて、哀れみの対象として性的マイノリティを捉えるレベルで止まってしまうものが多く、自らの立場性――とりわけ、マジョリティとしての立場性――は問い直されないものが多い。また、ある意味で言えば、そのような「かわいそうな」当事者として、当事者の代表として語る性的マイノリティも少なからず存在するのであって、かれらも「共犯的」にこの性差別状態を温存することに加担してしまっていると言える。それらは、先の「よのなか科」実践のように、存在の認知にはつながるかもしれないが、性差別の解消からは程遠い実践と言わざるを得ない。

おわりに

本稿の目的は、同性間のパートナーシップを保証する自治体を取り上げ、それを実体化する社会教育・生涯学習の実践的、かつ、理論的な視点を検討することであった。

日本における同性間のパートナーシップを保証する自治体の施策状況は、2018年9月末現在9つの自治体でなされており、それらの特徴として、「上からのパートナーシップ」としての性格を持っている。また、パートナーシップ自体が結婚制度の亜種的性格を持っており、すでにある差別構造を再生産するおそれもあるということがわかった。このようなパートナーシップを乗り越える、パートナーシップの先を目指すためにも、当事者やそ

れを支える人々による自己教育(運動)に根ざすことが重要といえ、「上からのパートナーシップ」を「下」から実質化していくとともに、その「下」の内部でパートナーシップをめぐる議論の価値を分有するプロセスを創り出す必要がある。

そのように考えると、現在進められているパートナーシップ制度の成立に向けた性的マイノリティによる社会運動は、制度の整備や世論の高揚につながっているという点で重要な意義を持つ一方、その制度を行使することのできる社会変革の主体が十分に育てられていないという問題点が浮き彫りになった。とりわけそのような主体が十分に育てられていないという状況で「LGBT市場」によって性的マイノリティが消費の対象となっているということ、また「市場価値」のある人々の要求としてパートナーシップが掲げられているという点もあり、そのような観点から見ると、性的マイノリティの分断を引き起こすことも懸念された。つまり、自己教育運動といった際に、すべての人の性差別をなくすための、そのような主体形成が重要であるということも明らかになった。そのために目指されるのが、批判的教育実践である。それは、女性解放のために、女性解放運動のなかでコンシャスネス・レイジングが重要視されたように、あるいはフレイレが批判的教育を重視したように、性的マイノリティに関わる性差別をのりこえるためにも、法案の成立、制度の整備はもちろん学びの場の創造は重要であるであろうし、それこそが性差別解消のための第一歩になるのではないかということである。

学校教育においても未だ十分になされていない性の多様性をめぐる批判的教育実践ではあるが、社会教育の場でもすでに実践は徐々に積み重ねられている。「かわいそうなLGBTのため」というようなマイノリティを他者化するような啓発的教育ではなく、「性の多様性はすべてのひとに関わること」という視点にもとづいた教育こそが、パートナーシップの先を目指す「下」からの動きになるといえる。

本研究の意義として、これまで法学・社会学を中心に研究が進められてきたパートナーシップに関わる諸問題を、教育学研究として位置づけたことがまず挙げられる。これは、単に研究の領域が広がったということを示しているのではなく、法制度を整備するため、また差別なき社会をつくりだしていくためには法制度があればよいということではなく、それらを支える一人ひとりが以下に育つのかという点に着目したということを表している。また、現行のパートナーシップに関わる状況を網羅して整理した事によって、これまで堀江らが提示していたパートナーシップの問題点が、より具体的に「結婚制度の亜種」という形で浮かび上がったことに意義を見いだせる。パートナーシップ制度の先をどのように目指すのかが、本研究の整理によって明確になったことは教育学だけでなく、社会学・法学にも知見を与えることができるだろう。

本研究では、先を目指すための実践を提示したものの、それらが実際に学習者にどのように受け止められたのかは十分に検討ができなかった。このような社会教育の方法論的考察を深めることは、本研究の継続的課題である。

註

- 1 そもそも、「LGBT」という言葉は、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとったものである。今日、「LGBTI」や「LGBTIQ」など、「LGBT」という4つの頭文字に加えていく形でこの問題を解決しようとした流れもあるが、カテゴリー化するということの問題点をかえりみて、「性的マイノリティ」や「セクシュアル・マイノリティ」、「性的少数者」という表現も用いられる。
- 2 SOGI に関わる自治体経営については、「性的指向」文言を「男女共同参画社会づくり条例」から削除した宮崎県都城市(斉藤・山口、2012)や、「性自認」や「性別指向」にもとづく差別を規制する多摩市や東京都文京区による先進的な条例制定がある。小論は、それらを前史とする同性間のパートナーシップ制度に着目する。

また、このようなパートナーシップ制度の設立経緯、とりわけ、その先駆けである渋谷区、世田谷区については、エスムラルダ・KIRA(2015)、LGBT 法連合会(2016)、二宮(2017)などに詳しい。

- 3 女性学・ジェンダー研究の蓄積を踏まえながら、「同性婚」が現行の婚姻制度を問う ことに関わっては、齊藤笑美子 (2017) などがある。
- 4 たとえば、渡辺大輔(2017)などがある。
- 5 社会教育研究における「協働」はパートナーシップ、コオペレイション、コプロダクション、コラボレーションの訳語として、住民と行政の関係を説明してきたことについては、丹間康仁(2015)が詳しい。
- 6 NPO 法人虹色ダイバーシティ調べ、「自治体のパートナーシップ制度」(2018年9月 27日)
- 7 このようなパートナーシップ制度を含め、「同性婚」規範がもつ問題について、堀江有里 (2015) は「モノガミーな関係性のみに特権を与えることによって生み出される排他性」、「カップル主義を称揚することでセクシュアリティをめぐる階層秩序が生み出されること」、「婚姻制度が生産し、維持してきた規範の問題」の三点から整理し、同性間パートナーシップの保証を求める動きが、これまでに存在してきた多様な社会運動と課題を共有することを通じて、「越境的な社会運動の可能性を模索する」〈反婚〉の実践を提起する。
- 8 ジェンダー平等を求める動きを抑えようとするバックラッシュ言説にあった「男女二 分法のイデオロギー」は、「本質主義」と「同性愛者嫌悪」と神話的であるが、それら はバックラッシュ言説のみならず、ジェンダー平等を求める言説のなかにも存在したと 指摘される (石、2016)。
- 9 山田創平 (2016) は、ネオリベラリズムとの関連のなかで、「同性婚」の「共犯関係」を指摘しながらも、「人権」保障として捉えなおそうとする動き、「様々な社会的属性を自認する人びとが集まり、それらが等しく併存する」「新たな連帯」の構築、「分断される人々」による抵抗によって、「『経済的自由』による『政治的自由』の簒奪」の阻止する可能性を指摘する。
- 10 第3回パレードは、この「宣言文」をめぐってパレード自体が紛糾するということに つながった。このような「政治的スローガン」をめぐっての忌避感をのりこえるために、 砂川秀樹は2000年に「第1回東京レズビアン&ゲイパレード」を復活させる際には「楽

しさ」や「祭」といった面を強調し、政治への抵抗を避けるという戦略をとったので ある。

- 11 関西レインボーパレード・フェスタ http://rainbowfesta.org/#booths より引用した (最終アクセス2015年 3 月20日)。また、LGBT 市場については、東洋経済2012『東洋経済』6043号でも特集が組まれている。
- 12 なお、アメリカのセクシュアル・マイノリティ運動の「保守化」については、マサキ (2015) が詳しい。併せて読まれたい。
- 13 AERA「LGBT の学生は優良人材の宝庫 外資系は採用に積極的」(2012年9月24日号) http://dot.asahi.com/news/domestic/2012092800036.html (最終アクセス2015年3月20日)
- 14 AERA・前掲ホームページによる。
- 15 「ジェンダー・セクシュアリティ平等の視点」とは、ジェンダー論や、その論を発展させてきたフェミニズムの理論・実践をふまえて、「社会におけるすべてのひとの〈性〉に関する抑圧の解放を目さす」視点であると定義できる。〈性〉という概念からは、多様であることを尊重すること、また、普遍的な人権の観点からもすべての人に関係するのだということを「性の権利宣言」などからも読み取ることができる。そういった意味では、これまでの「男女平等」という考え方の見直しを迫っているといってもよい。「男女平等」という言葉にはこれまで以下のような指摘がなされてきた。一つは、男性が「基準」として考えられてきており、その「基準」に女性が追いつくことを求めてきたこと、つまり、「男並みの女」になることを求めてきた/いるわけで、「女性の活躍」という近年よく耳にするようになった言葉もこの「基準」に基づいているといえる。もう一つは、「男性」、「女性」という枠組みが画一化され、多様性が無視されてきたということである。以上からも、「男女平等」の視点ではなく、「ジェンダー・セクシュアリティ平等」の視点を大切にしていく必要があるのだ。
- 16 たとえば、結婚情報雑誌『ゼクシィPremier』では、「華やかな」同性愛者同士の結婚式が取り上げられている。また、「LGBT アクティビスト」と自称している東小雪は、雑誌「現代思想 特集 LGBT」内で、臨床心理士である信田さよ子との対談をしているが(東、2015)、信田の以下の発言に「否定」をせずにいる。
 - 信田 元をたどれば、私は東京ディズニーリゾートでの結婚式のウエディングドレス 姿をニュースで見たとき、失礼な言い方かもしれませんが、東さんと増原裕子 さん、このお二人は「登場すべくして登場した」というか、「この人たちでな ければいけなかった」という風に思ったりもしました。 <u>やはりあの姿が「美しい」ということが、メディア戦略的にも本当に良かったと思いました。</u> (下線 部 企調は筆者)

この発言を受けて、その後続けられた対談においても東はこの信田発言に否定はしていない。それでは、「美しくない」レズビアンであったら、この結婚はどうであったのか。 美醜による差別というのはこれまで幾度となく問われてきたことではなかったのか。 「美しい」ということが「良かった」という表現を自称「アクティビスト」が正さなかったこと、その姿勢が問われるものは大きい。

17 性的マイノリティを扱った授業、あるいはセクシュアリティについて扱った授業は、

「ジェンダー」系の授業にて多くなされてきている。筆者もこれまで複数回受講したこともある。また、大学教育実践の中でのセクシュアリティ(あるいはクィア)教育実践の記録として、森山(2009)などもあげられるが筆者が受けてきたような「優れた」実践はほとんど記録として残されていない。優れた実践を記録として残すこと、また、そのような実践から何が見いだせるのかを分析することは、実践と理論の乖離を改めることに繋がるのではなかろうか。

参考・引用文献(参考・引用順)

- 冨永貴公「男女共同参画関連施設におけるセクシュアル・マイノリティに関わる事業の展開|『都留文科大学研究紀要』第87集、2018年。
- 大阪弁護士会人権擁護委員会性的指向と性自認に関するプロジェクトチーム『LGBTs の 法律問題 Q&A』大学図書、2016年。
- 国連人権高等弁務官事務所『みんなのための LGBTI 人権宣言:人は生まれながらにして 自由で平等』山下梓(訳)、合同出版、2016年。
- 斉藤正美・山口智美「『性的指向』をめぐって:宮崎県都城市の条例づくりと『世界日報』 山口智美・斉藤正美・荻上チキ『社会運動の戸惑い:フェミニズムの「失われた時代」 と草の根保守運動』勁草書房、2012年。
- エスムラルダ・KIRA『同性パートナーシップ証明、はじまりました。: 渋谷区・世田谷 区の成立物語と手続きの方法』ポット出版、2015年。
- LGBT 法連合会『「LGBT | 差別禁止の法制度って何だろう? 」かもがわ出版、2016年。
- 二宮周平「同性パートナーシップの公的承認」二宮周平編『性のあり方の多様性:一人ひとりのセクシュアリティが大切にされる社会を目指して』日本評論社、2017年。
- 齊藤笑美子「婚姻:カップルの特別扱いに合理性はあるか?」谷口洋幸・綾部六郎・池田 弘乃編『セクシュアリティと法:身体・社会・言説との交錯』法律文化社、2017年。
- 渡辺大輔「『性の多様性』教育の方法と課題」三成美穂編『教育と LGBT をつなぐ』青弓 社、2017年。
- 丹間康仁『学習と協働: 学校統廃合をめぐる住民・行政関係の過程』 東洋館出版社、 2015年。
- 大島梨沙「『パートナーシップ証書発行』から考える共同生活と法」『法学セミナー』753 号、2017年10月。
- 堀江有里『レズビアン・スタディーズ』洛北出版、2015年。
- 石橋『ジェンダー・バックラッシュとは何だったのか: 史的総括と未来へ向けて』インパクト出版会、2016年。
- 冨永貴公・池谷美衣子「男女共同参画関連施設の啓発事業を『教育化』する意義」『都留 文科大学研究紀要』第85集、2017年。
- 山田創平「LGBT とネオリベラリズム:同性婚は『特権』か、それとも公平な社会の実現か」山田創平・樋口貞幸編『たたかう LGBT& アート:同性パートナーシップからヘイトスピーチまで、人権と表現を考えるために』法律文化社、2016年。
- 小川利夫「社会教育の組織と体制」小川利夫・倉内史郎編『社会教育講義』明治図書、

1964年。

- 堀川修平「日本のセクシュアル・マイノリティ運動の変遷からみる運動の今日的課題―― デモとしての「パレード」から祭りとしての「パレード」へ」『女性学』23、日本女 性学会、2015年。
- ――――「日本のセクシュアル・マイノリティ〈運動〉における「学習会」活動の役割と その限界――南定四郎による〈運動〉の初期の理論に着目して――」『ジェンダー史 学』12、ジェンダー史学会、2016年。
- -------「セクシュアル・マイノリティに引かれる『境界線』」『総合人間学』11(1)、 2017年。
- マサキチトセ「排除と忘却に支えられたグロテスクな世間体政治としての米国主流 「LGBT運動」と同性婚推進運動の欺瞞|『現代思想』43(16)、青土社、2015年。
- 東小雪「討議 私たちがつくる〈家族〉のかたち」『現代思想』43 (16)、青土社、2015年。 吉田和子『フェミニズム教育実践の創造』青木書店、1997年。
- 「女であることの「政治」としての教育実践--なぜ、フェミニズムか(ジェンダーと教育)」『教育学年報』(7)、1999年。
- 田代美江子他「中学校における『性の多様性』理解のための授業づくり」『埼玉大学教育 学部附属教育実践総合センター紀要』(10)、2011年。
- ―――他「ジェンダー・バイアスを問い直す授業づくり:『性の多様性』を前提とする 中学校の性教育」『埼玉大学教育学部教育実践総合センター紀要』(13)、2014年。

森山至貴「クィア・ペダゴジーという問題系」『論叢クィア』(2)、2009年。

Received: October, 2, 2018

Revision received: November, 20, 2018

Accepted: December, 5, 2018